

- 坂町県道推進室からのお知らせ -

県道だより

第38号 発行：平成27年3月1日

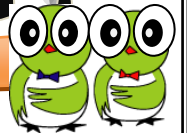


〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082) 820-1536
FAX (082) 820-1523
E-mail:kendou@town.saka.lg.jp



県道坂小屋浦線 1-2工区

県道の骨格が見えて来ました!



工事区間起点側 (1-2工区実施分)

工事区間終点側 (1-2工区実施分)



1-2工区においては、現在、本格的な工事が進んでおり、両側の擁壁設置等によって、道路の外観がわかるようになってきました。

工事現場では車両の出入りや機械の騒音などで、近隣の方々にはご迷惑をおかけしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

平成27年2月末現在の進捗状況をお知らせします。

1工区全体で、用地38件、家屋27件の補償契約が済んでいます。

(数値は1工区全体)

用地測量
93%

家屋調査
89%

用地買収
64%

家屋補償
73%

公共事業に係る補償

公共事業に係る補償において、主となる土地と建物の補償についての概要をご紹介します。

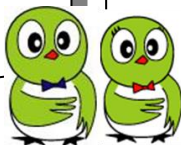
◎土地の補償額

用地測量で買収面積を確定し、近隣取引事例価格、公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価価格などを基に算定されます。

なお、残地が生じ、元地と比べて価格の低下、利用価値の減少等が認められるときには、残地に対する補償もされます。

◎建物の補償額

建物の配置、構造、用途、残地の状況などにより、通常妥当と思われる移転方法※が決定され、移転に要する費用が補償されます。



※

- 再築工法 従前の建物と同種同等の建物を建築する方法
- 曳家（ひきや）工法 . . . 敷地と建物等の関係、建物の構造及び用途、建物の部材の希少性の程度等を勘案して、合理的と認められる場合に採用する方法
- 改造工法 建物の一部を切り取り、敷地内で残存部分を一部増・改築して従前の機能を維持する方法
- 除却工法 建物的一部分が、当該建物に比較してわずかであり、かつ重要部分でなく、除却しても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められるときに採用する方法

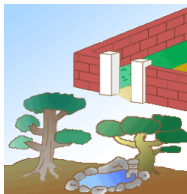
※土地や建物の補償については、さまざまなケースが考えられます。

◎工作物の補償

看板や門、塀などの工作物のうち移設できるものなのか、できないものなのか等を認定し、移設可能なものについては必要な費用を、移設不可能なものは、同程度のものを作るのに必要な費用を補償します。

◎立木の補償

立竹木の樹種や用途によって移植できるかできないか等を認定し、その立竹木に適した移植に要する費用、伐採して新しい物を植え付ける費用、又は伐採に要する費用を補償します。



適正で公正な補償を行うため、国が定めた「補償基準」により補償金を算定します。

